

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 御中

社団法人 日本図書館協会

理 事 長 塩 見 昇

図書館に関する権利制限の要望の背景となる「図書館像」について

昨今、貴委員会において、図書館に関する権利制限に関する検討が行われておりますが、そのご検討の際、旧来の図書館像に立脚した認識が背景とされているように見受けられました。そこで、図書館界から出された権利制限の要望の背景となる図書館像をご理解いただくべく、このような文書を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

貴委員会の議事録においては、たびたび、「なぜ図書館だけなのか。他の公共施設と図書館の違いはあるのか」という趣旨のご発言がみられるところです。もちろん、図書館界から出された様々な権利制限の要望は、図書館だけを対象にすることを求めているわけではなく、可能であれば他の施設を対象に含めることはやぶさかではありません。しかし、図書館という施設は、以下のとおり、他の様々な公共施設に比べ、情報提供につき特別の機能を担っています。

平成 10 年 10 月 27 日に出された「図書館の情報化の必要性とその推進方策について--地域の情報化推進拠点として--」(生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会報告)では、「図書館の新しい役割」として、「地域住民の情報要求に所蔵資料の提供という形で対応してきた図書館は、今後の高度情報通信社会においても、様々な情報を入手することができる情報通信ネットワークへの地域の窓口としての役割を果たす必要がある」とされています。そして、「行政情報や学習活動に関する情報を含めた各種情報の総合的な入手窓口として、また、地域住民の公平で自由な情報アクセスを保障・支援する公的機関として、図書館は、これまでのいわゆるパッケージ系メディアとともに、インターネット等の通信系メディアへの対応をも充実させる必要がある」とされています。

図書館等が地域住民にインターネット情報を提供する責務を負っていることは、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 18 条に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13 年 7 月 18 日文部科学省告示第 132 号)においても、「電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする」と定められ(2(2)

入) また、平成 18 年 3 月にまとめられた「これからの図書館像---地域を支える情報拠点をめざして---」(文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議)においても、例えば「情報化の進展に伴い、電子媒体の利用を進め、印刷媒体とインターネット等による電

子媒体を組み合わせ利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題となっている」（第2章2(4)）などと言及されていることから明らかです。

このように、図書館は、所蔵資料を物理的に提供するだけの役割だけでなく、行政情報や学習情報に関する情報を含めた各種情報の総合的な入手窓口としての役割や、地域住民の公平で自由な情報アクセスを保障・支援する公的機関としての役割があります。

また、平成17年7月14日最高裁判所第一小法廷判決においても、図書館法等を勘案して「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」と、公立図書館が公の情報提供施設であることを述べています。

図書館界から出されている6つの要望のうち、「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」及び「図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について」は、以上述べたような「地域の情報拠点としての図書館」という、図書館の新たな役割を図書館が十全に果たすために必要不可欠なものと考えております。

また、図書館が地域の情報拠点として、地域住民に対して行政情報を提供する役割を担っていることは、図書館法第9条に、「政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする」（第1項）「国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる」（第2項）という規定が置かれていることから窺うことができます¹。

以上のとおり、図書館には、他の公共施設にはない、地域の情報拠点という役割が国の政策としても求められており、この役割を果たすべく、必要な要望を行っていることを、ご理解いただければ幸いです。なお、公共図書館を中心に述べてまいりましたが、これらのことは、例えば大学図書館においても、平成18年3月23日に出された「学術情報基盤の今後の在り方について」（科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会報告）で、一般市民への開放や公共図書館との連携の必要性が指摘されており、館種を超えて必要とされていることを念のため申し添えます。

以 上

¹ 西崎恵『図書館法』1970, 日本図書館協会, pp.73-75. では、この条の規定の趣旨を次のように述べている。「この規定は、公の出版物を優先的に公立図書館に提供して、一般国民のこう報の用に供しようとするのである。特に都道府県立図書館は当該都道府県の図書館奉仕の中心とならねばならない関係上、第一項においてその充実を図ろうとしたのである。…このようにして公立図書館に公の出版物を優先的に提供し、以て住民に対するこう報の面からのサービスを盛んならしめる気運をつくってゆこうとするのである。」なお、西崎恵氏は、図書館法制定時の文部省社会教育局長。